

絞込調査（対策に必要な調査）

1. 概要

第6回会議で報告した土壌・地下水の詳細調査の結果、以下に示す判定基準に該当する場合、第5回会議で議論された対策に必要な調査として絞込調査を実施している。

【絞込調査実施の判定基準】

地下水調査の結果、環境基準の10倍を超過する汚染物質が確認された場合

表層土壌調査の結果、操業由来により処理基準（土壌溶出量及び土壌含有量）を超過する汚染物質が確認された場合

の操業由来の判定について、ベンゼン、シアン化合物、水銀、カドミウム、六価クロムについては、処理基準を超過した場合、すべて操業由来と考えることとする。

ヒ素、鉛については、「土壌汚染対策法の施行について」（平成15年2月、環水土第20号）をもとに以下のいずれかに該当する場合には操業由来と考えることとする。

- ・土壌溶出量が処理基準の10倍を超えた場合
- ・土壌含有量（全量分析）がヒ素：39mg/kg、鉛：140mg/kg を超えた場合

2. 調査地点

調査は、「絞込調査実施の判定基準」に該当した調査地点の詳細調査におけるボーリング箇所近傍で実施する。調査地点数を表4-1に、調査地点位置図を図4-1に示す。

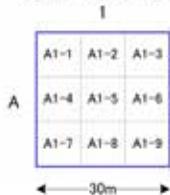
表4-1 調査地点数（絞込調査）

街区等	調査地点数			合計
	判定基準	判定基準	判定基準 +	
5街区	58	94	12	164
6街区	35	104	7	146
7街区	43	33	10	86
道路用地内	11	28	6	45
合計	147	259	35	441

注) 1.判定基準は、「1.概要」に示す基準。

2.判定基準 + は、両判定基準に該当する調査地点数を示す。

地点名のつけ方(例)



- 土 壤: 処理基準超過かつ
地下水: 環境基準10倍超過
- 地下水: 環境基準10倍超過
- 土 壤: 処理基準超過
- 判定基準適合

4-2

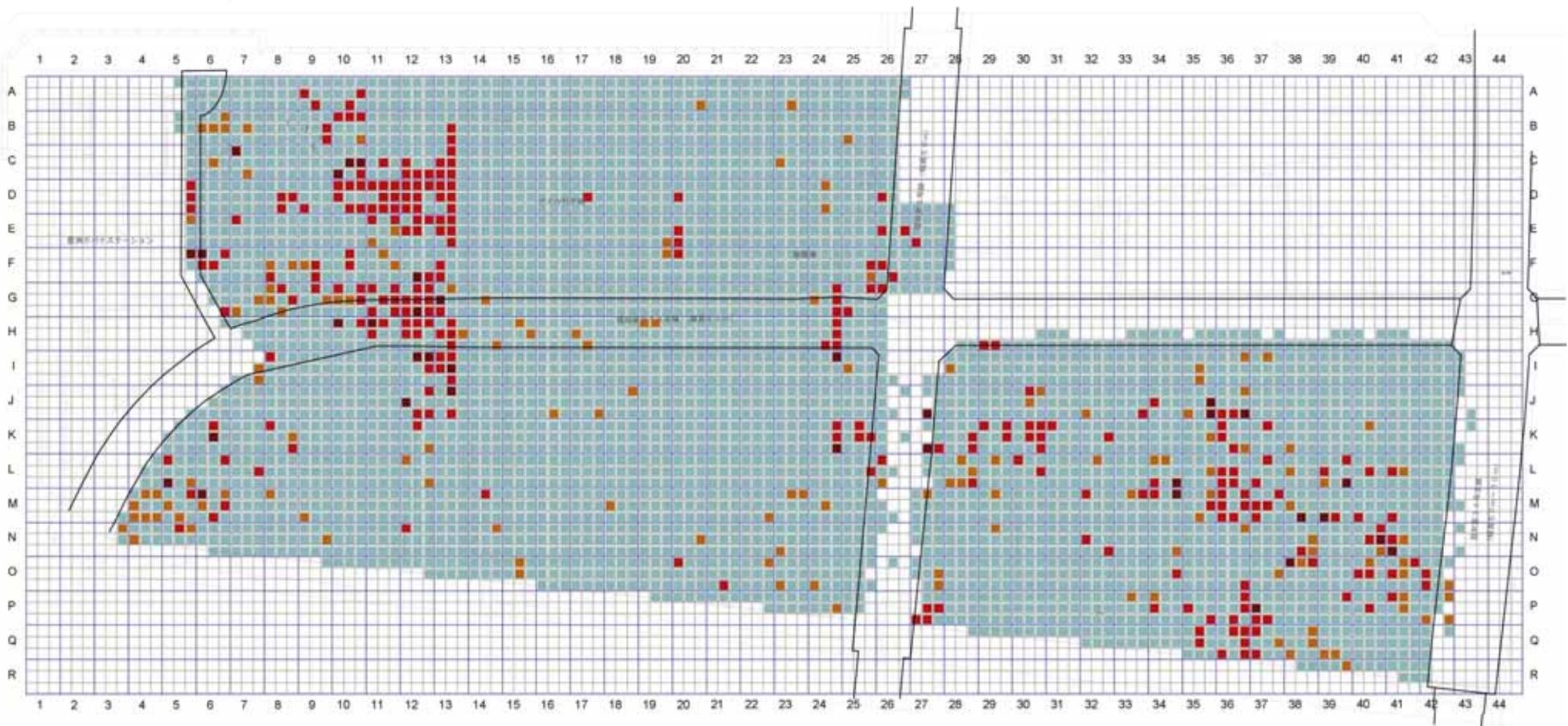


図 4-1 調査地点位置図(絞込調査)

3. 調査内容

絞込調査の内容は、表 4-2 に示すとおりである。

表 4-2 絞込調査の内容

項目	内容
調査項目	「絞込調査実施の判定基準」に該当した汚染物質
調査方法	ボーリングによる土壌調査（溶出量、含有量）
試験方法	土壌溶出量試験（平成 15 年 3 月 6 日 環境省告示第 18 号） 土壌含有量試験（平成 15 年 3 月 6 日 環境省告示第 19 号）
土壌採取深度 （図 4-2 参照）	当該地点の盛土から 1 検体（旧地盤面から上位 50cm 付近） 当該地点の旧地盤面（A.P.+4m 付近）から不透水層までの深度別土壌 （A.P.+4m 付近から-1.0m、-2.0m、-3.0m、・・・）

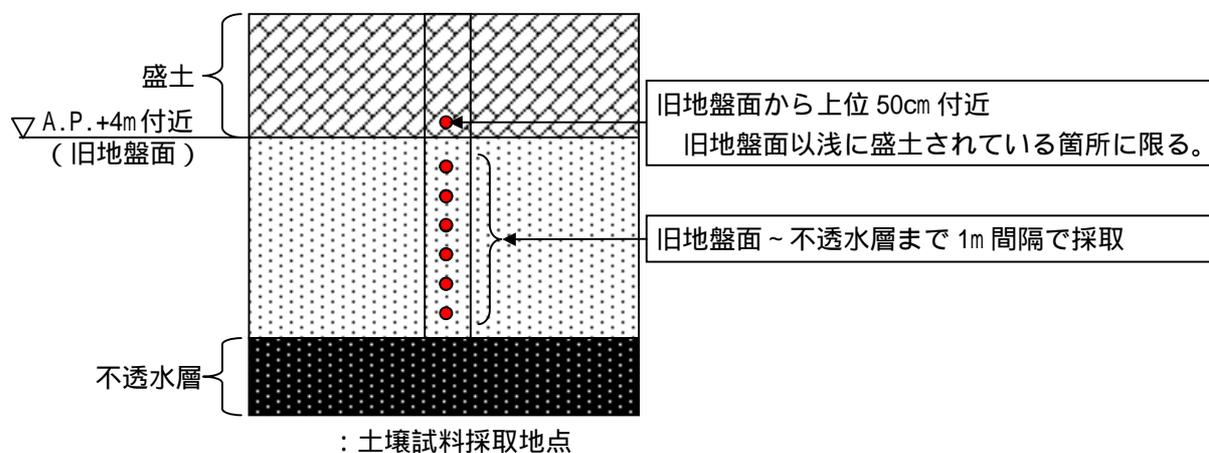


図 4-2 絞込調査の土壌採取深度（概念図）